導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は 789, 275 人 (2020 年国勢調査) であり、その構成比は $0\sim14$ 歳が 11.6%、 $15\sim64$ 歳が 58.7%、65 歳以上が 29.7%となっている。ピーク時の 813, 847 人 (2005 年) よりも 24,572 人減少した。

このうち、生産年齢人口については、ピーク時の546,361人(1995年)よりも82,756人少ない463,605人となっている。本市では、本市の生産年齢人口は減少が継続し、2050年には317,625人なると推計している。

市内の民営事業所数は、2021年は32,493事業所となっており、産業別構成比をみると、第3次産業が8割を超え、なかでも「卸売業、小売業」が25.7%と大きな割合を占めている。次いで「建設業」(10.9%)「宿泊業、飲食サービス業」(10.3%)、となっている。従業者数の産業別構成比についても第3次産業が約8割を占めており、なかでも大きい割合なのは「卸売業、小売業」(21.8%)、「医療、福祉」(15.2%)となっている。

また、2019 年度の市内総生産額(名目)は約3兆2,666億円で、産業別にみると、第1次産業が約352億円、第2次産業が約6,353億円、第3次産業が約2兆5,758億円となっており、第2次産業及び第3次産業が総生産の98.3%を占めている。

本市の事業所数の約 99%が中小企業であり、従業者の約 8 割が中小企業で働くなど、中小企業は本市の経済と雇用を支える地域経済の原動力となっている。一方で、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少をはじめ、新型コロナウイルス感染症やエネルギー・原材料価格の高騰など、中小企業を取り巻く経営環境は目まぐるしく変化していることに加え、SDGs や GX といった新たな社会課題への対応など様々な取り組みが求められていることから、本市として総合的なサポートを展開することが重要となっている。

そこで、中小企業の支援に向けた本市の施策を総合的かつ計画的に推進するため、市内経済団体などの意見を踏まえ、新潟市中小企業振興基本条例に基づく基本計画「中小企業・小規模事業者活性化プラン」を取りまとめている。その中で、施策の方向性「II. 中小企業の持続的発展を支える経営基盤の強化」において「経営力の強化」として「生産性向上、設備投資の支援」を位置づけている。

本市が市内 2,000 事業所に対して実施している「景況調査」によると、令和 3 年度実績で設備投資の実施事業所割合は 23.5%である。生産年齢人口の継続的な減少が見込まれる中、中小企業が成長発展または持続的に発展するには、業種等に関わらず積極的な設備投資を行うなど、労働生産性を向上させる必要がある。

(2) 目標

本市としては、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進 基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内の生産性 向上を図っていく。これを実現するための目標として、計画期間中に、200件以 上の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に 関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備の全てとする。

- 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
- (1) 対象地域

本計画の対象地域については、本市の全域とする。

(2) 対象業種·事業

本計画の対象業種及び事業等については、日本標準産業分類に定めるもの全ての 業種及び当該事業者が行う全ての事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
 - ・人員削減を目的とした取組については先端設備等導入計画の認定の対象としない。
 - ・市税を滞納している者は、対象としない。
 - ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。